

## 特記事項

### (1) 調剤管理料について

患者さまやご家族から伺った投薬歴や副作用・アレルギーの有無、服薬の状況、お薬手帳の情報、医薬品リスク管理計画（RMP）などをもとに、薬剤師が薬学的に分析・評価を行います。

その上で、患者さま一人ひとりに適した薬剤服用歴の記録や必要な薬学的管理を実施しています。必要と判断される場合には、処方内容について医師へ提案を行うこともあります。

### (2) 服薬管理指導料について

患者さまごとに作成した薬剤服用歴をもとに、処方されたお薬に重複や相互作用、アレルギーのリスクがないかを確認しています。

その上で、薬剤情報提供文書を用いて、お薬の正しい服用方法や注意点についてご説明しています。

また、お薬をお渡しする際には、患者さまの服薬状況や体調の変化、残薬の有無などを確認しながら、適切にお薬を使用していただくために必要な情報を丁寧にお伝えしています。

また、お薬をお渡しする際には、患者様の服薬状況や体調の変化、残薬の有無などを確認しながら、適切にお薬を使用していただくために必要な情報を丁寧にお伝えしています。

厚生局に届け出た事項	スマイル薬局小高店
調剤基本料 1,2,3	1
後発医薬品調剤体制加算 1,2,3	2
地域支援体制加算	—
連携強化加算	—
在宅薬学総合体制加算	—
医療DX推進体制整備加算	—
無菌製剤処理加算	—
特定薬剤管理指導加算 2	—
かかりつけ薬剤師指導料及び かかりつけ薬剤師包括管理料	—
在宅患者訪問薬剤管理指導料	—
在宅患者医療用麻薬持続注射 療法指導療法加算	—
在宅中心静脈栄養法加算	—

※算定状況は店舗によって異なる場合があります。詳細は各店舗へお問い合わせください。

### (3) 調剤報酬の算定項目が記載された明細書の発行について

当薬局では、医療の透明性を大切にし、患者さまへ積極的に情報をご提供するため、領収証とあわせて「調剤報酬の算定項目が記載された明細書」を無料でお渡ししております。

医療費の自己負担がない公費負担医療の方につきましても、ご希望があれば明細書を無料で発行いたします。明細書には、調剤に使用されたお薬の名前や服用量などが記載されております。

ご家族など代理の方が会計される場合も、同様の明細書をお渡しすることになりますので、明細書の発行を希望されない場合は、お手数ですが会計時にお知らせください。

### (4) 長期収載品の調剤(選定療養)について

長期収載品（後発医薬品がある先発品）の調剤において、制度に基づき特別の料金をいただく場合がございます。制度の趣旨をご理解いただき、ご不明な点はお気軽にご相談ください。

### (5) 療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて

①必要に応じて薬剤の容器代をいただくことがあります。

②在宅医療に係る交通費をいただくことがあります。

③患者様のご希望によるお薬の郵送の場合、原則患者様のご負担となります。

### (6) 連携強化加算について

①都道府県知事より第二種協定指定医療機関の指定を受けていること

②感染症対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を年1回以上実施

③個人防護具を備蓄

④新型インフルエンザ等感染症等の発生時等において、要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症等の発生等がないときから整備し、これらを提供している

⑤自治体等からの要請により、避難所・救護所における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制が整備

⑥災害対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を年1回以上実施

⑦災害や新興感染症発生時における薬局の体制や対応について、それぞれの状況に応じた手順書等の作成

⑧情報通信機器等を用いた服薬指導を行う体制が整備されていること

⑨要指導医薬品及び一般用医薬品の販売、検査キット（体外診断用医薬品）の取扱い

### (7) 医療情報取得加算について

当薬局ではオンライン資格確認システムを活用し薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めており以下のとおり医療情報取得加算を算定しています。

①医療情報取得加算・・・12ヶ月に1回 1点

②マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願いいたします。